



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 大成 温 調 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 水 谷 憲 一
(コード番号：1904、東証 JASDAQ)

問 合 せ 先

取締役専務執行役員 経営管理本部長
奥 山 徹

TEL (03) 5742-7301

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更、 ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第65回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）、株式の併合（2株を1株に併合）および発行可能株式総数の変更（5,500万株から2,750万株に変更）、ならびに定款の一部変更（単元株式数の変更、株式併合に関わる変更、および発行可能株式総数の変更、ならびに監査等委員会設置会社への移行に関わる変更）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するものです。

(2) 変更の内容

平成28年10月1日（土）をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案(単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更)の承認を得ることを条件といたします。

2. 株式の併合について

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものです。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日(土)をもって、平成 28 年 9 月 30 日(金)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合します。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 3 月 31 日現在)	14,364,975 株
株式併合により減少する株式数	7,182,488 株
株式併合後の発行済株式総数	7,182,487 株

(注)「株式併合により減少する株式数」と「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数と株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,928 名(100.0%)	14,364,975 株(100.0%)
2 株未満	468 名(24.3%)	468 株(0.0%)
2 株以上	1,460 名(75.7%)	14,364,507 株(100.0%)

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみをご所有の株主様 468 名(所有株式数の合計 468 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案(単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更)の承認を得ることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更について

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の併合について」に記載のとおり、株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、併合割合に応じて発行可能株式総数を減少させるものです。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数

変更前 55,000,000 株

変更後 27,500,000 株

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案（単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更）の承認を得ることを条件といたします。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

①平成 28 年 2 月 9 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的として、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。あわせて、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、本総会終結の時に効力が発生するものといたしたいと存じます。

②上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、株式併合に関する議案の承認を得ることを条件として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

あわせて投資単位の適正化を図るため、当社普通株式について 2 株を 1 株に併合し、それに伴って発行可能株式総数を 55,000 万株から 27,500 万株に変更するものです。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。（変更案第 6 条、第 7 条、附則第 1 条）

③資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案定款第 34 条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条、第 40 条を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,500万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,750万株</u> とする。
(自己株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第12条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第20条 当社の取締役は12名以内とする。	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、12名以内とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが</p>	<p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ</p>

<p>できる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>る。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
	<p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役は、株主総会において選</p>	
<p>任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査</p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削 除)
<p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	(削 除)
<p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新 設)</p>	(監査等委員会の招集通知)
<p>(新 設)</p>	<u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
<p>(新 設)</p>	<u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

	(常勤の監査等委員)
(新 設)	第31条 <u>監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
	(監査等委員会規程)
(新 設)	第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第38条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第34条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	第35条 (現行どおり)
(新 設)	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(中間配当)	(削除)
第40条 <u>当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	
第41条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(新設)	(附則)
	(効力発生日)
	第1条 <u>第6条および第7条の変更は、平成28年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本条は、当該効力発生日の経過後これを削除する。</u>

5. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 13 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
監査等委員会設置会社への移行 および剰余金の配当等の決定機関の 変更に関する定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）

株式併合および単元株式数の変更にかかる効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ではありますが、株式売買後の振替手続の関係により、平成 28 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。

以上

【ご参考】

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では2株を1株とすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を100株に変更することを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家を始めとする市場利用者の利便性の向上を目的に、上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位(単元株式数)を100株に変更するものです。

また、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものです。

Q 4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨て)となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有の株式数と議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数 (株)	議決権数 (個)	ご所有株式数 (株)	議決権数(個)	端数株式 (株)
例①	2,000	2	1,000	10	なし
例②	1,333	1	666	6	0.5
例③	700	なし	350	3	なし
例④	245	なし	122	1	0.5
例⑤	2	なし	1	なし	なし
例⑥	1	なし	なし	なし	0.5

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下、端数株式）が生じた場合（上記例の例②、④、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の所有する端数株式の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的お手続きについては、お取引の証券会社または末尾の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有の株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は2倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の2倍となります。

Q 6 株主は何か手続をしなければならないのですか。

株主様にお願いする特段のお手続の必要はございません。

Q 7 株式併合により単元未満株式が生じますが、株式併合後も買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合後も単元未満株式の買増し制度または買取り制度をご利用いただけます。具体的お手続きについては、お取引の証券会社または末尾の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 スケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日 現在の単元株式数（1,000 株）での最終売買日

平成 28 年 9 月 28 日 変更後の単元株式数（100 株）での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数変更の効力発生日

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合の効力発生日

当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）